

部 渋谷区大山町千六十七番二百七の一 令和七年十一月
十三日
二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第千百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第二項の規定により、令和六年東京都告示第千百二十八号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

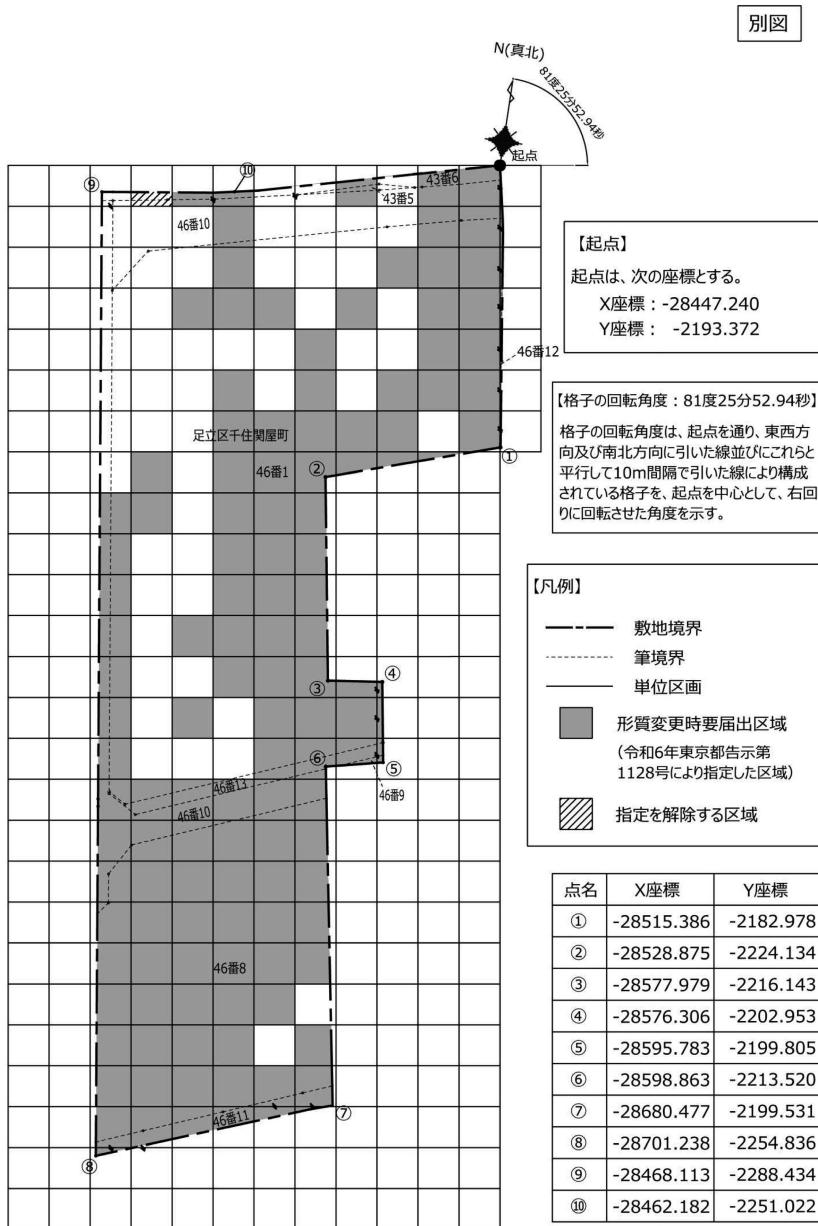
令和七年十二月四日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区千住関屋
町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の
実施



● 東京都告示第千百十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十四年東京都告示第二百七十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

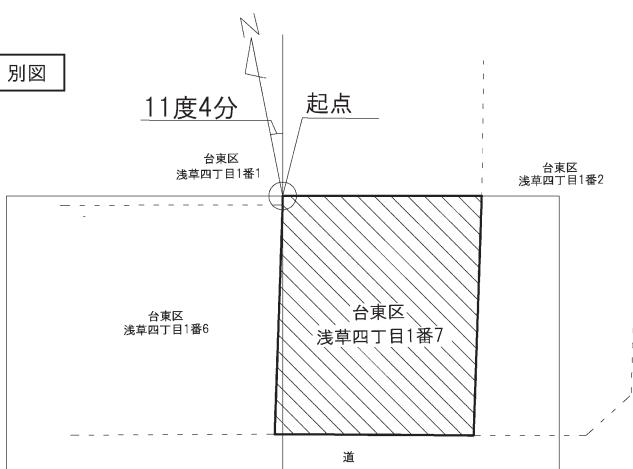
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（台東区浅草四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】

起点は、台東区浅草四丁目1番7の最北端とする。

【格子の回転角度（11度4分）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- - - - : 筆境界
- : 指定を解除する区域

公 告

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百四十八条第三項において準用する都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、原町一丁目3番地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年十二月四日

東京都知事 小池百合子

一 氏名 宮野 亨二
二 住所 目黒区原町二丁目五番三号

発行 東京都
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクル指定商品です。